実用ガイド



印紙税額一覧表①

平成28年5月現在

番号	28年5月現在 文書の種類 (物件名)	印紙税額(1 通又は1 冊につき)	主な非課税文書
1	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、 回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3 消費賃借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書(注) 用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 維送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下 "400円 50万円を超え 100万円以下 "1千円 100万円を超え 100万円以下 "2千円 500万円を超え 1千万円以下 "1万円 1千万円を超え 5千万円以下 "2万円 5千万円を超え 1億円以下 "6万円 1億円を超え 5億円以下 "10万円 10億円を超え 50億円以下 "20万円 10億円を超え 50億円以下 "20万円 50億円を超え 50億円以下 "20万円 50億円を超え 50億円以下 "20万円 50億円を超え 50億円以下 "20万円 50億円を超え 50億円以下 "20万円 50億円を超えるもの 60万円 200円	記載された契約金額が1万円未 漢のもの
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、 平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成 されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約 金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり 200円となります。	平成 26 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日] 記載された契約金額が 1 万円以上 50 万円以下のもの 50 万円を超え 100 万円以下 "500 円 100 万円を超え 100 万円以下 "5千円 1 千万円を超え 5 千万円以下 "5 千円 1 千万円を超え 5 千万円以下 "5 億円を超え 5 億円以下 "6 億円を超え 5 億円以下 "6 億円を超え 50 億円以下 "10 億円を超え 50 億円以下 "32 万円 50 億円を超え 50 億円以下 "32 万円 50 億円を超え 50 億円以下 "48 万円 下分0 億円を超え 50 億円以下 "48 万円 下分0 億円を超え 50 億円以下 "48 万円 下分0 億円を超え 50 億円以下 "48 万円 下水 9年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 3 1 日]	
		記載された契約金額が 1 千万円を超え 5 千万円以下のもの 1 万5 千円 5 千万円を超え 1 億円以下 " 4 万5 千円 1 億円を超え 5 億円以下 " 8 万円 5 億円を超え 10 億円以下 " 18 万円 10 億円を超え 50 億円以下 " 36 万円 50 億円を超えるもの 54 万円	
	請負に関する契約書 (注)請負には、職業野球の選手、映画(流刺)の俳優(監督・ 演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、 音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロ デューサー)が、その者としての役務の提供を約することを 内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告 契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 * 400円 200万円を超え 300万円以下 * 1千円 300万円を超え 500万円以下 * 2千円 500万円を超え 1千万円以下 * 2万円 5千万円を超え 5千万円以下 * 2万円 1億円を超え 5億円以下 * 10万円 60円を超え 50億円以下 * 20万円 10億円を超え 50億円以下 * 40万円 50億円を超え 50億円以下 * 40万円 50億円を超え 50億円以下 * 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200	記載された契約金額が1万円未 満のもの
N	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項 に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもの で、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成さ れるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金 額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり 200円となります。	「平成 26年4月1日~平成 30年3月31日 記載された契約金額が 1万円以上 200 万円以下のもの 200 万円を超え 300 万円以下 ** 500 円 300 万円を超え 500 万円以下 ** 1 千円 500 万円を超え 1 千万円以下 ** 1 万円 を超え 5 千万円以下 ** 1 万円 5 千万円を超え 1 億円以下 ** 3 万円 1 億円を超え 1 0 億円以下 ** 6 万円 10 億円を超え 5 6 億円以下 ** 16 万円 10 億円を超え 5 6 億円以下 ** 16 万円 10 億円を超え 5 0 億円以下 ** 32 万円 10 億円を超え 5 0 億円以下 ** 32 万円 10 億円を超え 5 0 億円以下 ** 32 万円 10 億円を超え 5 6 億円 10	
		5千万円を超え 1億円以下 * 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 * 8万円 5億円を超え 10億円以下 * 18万円 10億円を超え 50億円以下 * 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
3	約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額 を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10 万円以上 100 万円以下のもの 100 万円を超え 200 万円以下 *** 400 円 200 万円を超え 300 万円以下 *** 500 万円を超え 500 万円以下 *** 1 千円 500 万円を超え 1 千万円以下 *** 2 千万円を超え 2 千万円以下 *** 3 千万円を超え 3 千万円以下 *** 3 千万円を超え 3 千万円以下 *** 1 億円を超え 5 千万円以下 *** 1 億円を超え 1 億円以下 *** 2 7万円 2 億円を超え 3 億円以下 *** 3 億円を超え 5 億円以下 *** 5 億円を超え 5 億円以下 *** 10 万円 5 億円を超え 10 億円以下 *** 10 万円 5 億円を超え 10 億円以下 *** 10 万円 10 億円を超え 3 6円以下 *** 10 万円 10 億円を超え 5 5 万円	1 記載された手形金額が 10 万 円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額 を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	